

意見書案第 2 号

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

陳矢亨司

早川八郎

片岡卓三

川村 正

## 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

「冤罪（えんざい）」は、無実の人が犯罪者として処罰されてしまうことであり、国家による最大の人権侵害である。一度有罪が確定した後でも、誤りが見つかれば裁判をやり直して救済する仕組みが「再審（さいしん）」である。

現行の再審制度には、検察官が持つ証拠の開示を義務付ける規定がなく、救済を求める者の再審査請求を困難としていることに加え、再審査開始決定に対する検察官の不服申立てが認められることにより、審理が長期化する傾向にある。

また、再審請求手続に関する具体的な規定がないため、再審請求受理後に速やかな審理が行われないケースも散見される。

このことから、国においては冤罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を実現するよう、以下の事項を要望する。

### 記

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化をすること。
- 2 再審査決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること。
- 4 証拠の保管及び保存のルールを定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章 演

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 殿